

資料紹介

鷺沢村 袴田家文書～旗本金指近藤氏の御用炭について～

1 はじめに

鷺沢村袴田家文書は、鷺沢村（現在の浜松市北区鷺沢町）の庄屋を勤めた袴田家に残る資料群である。歴史文化情報センターの前身である静岡県史編さん室時代に袴田家より資料の寄託を受けて現在に至っているが、平成20年度途中から所蔵者の御厚意により公開している。目録等はインターネットでも検索ができる。

約4,200点にのぼる膨大な資料群は、慶安年間から幕末までの年貢割付状をはじめとする貢租関係の資料や村入用帳など内容的には多岐にわたるが、願書が比較的少なく、帳簿関係の資料が多いことが特徴である。その中から、本稿では断片的に残る炭関係の資料に限って紹介したい。北遠地域の炭流通に関する研究は少なく、断片的に残る資料とはいえ、鷺沢村の炭関係資料群は貴重である。

鷺沢村の炭に関する資料約70点は、寛政8年(1796)～慶応4年(1868)のものであり、この時期の領主は旗本の金指近藤氏である。資料のほとんどは炭駄賃勘定帳などの帳簿であるが、村役人が作成しており、炭の生産や流通は村請で行なっていたことがわかる。また、大量に残る年貢割付状には炭年貢の記載はない。

2 鷺沢村における御用炭の焼出から炭出まで

金指近藤氏の御用炭の請負について、「御屋敷より鷺沢村へ当三月より来る申の二月晦日まで一ヶ年御用炭仰せ付けられ候」(歴史文化情報センター資料番号02015-2-393を読み下し。以下の引用は家番号02015とケース番号は省略し、歴文と記載)という記載があるので、領内の村単位に1年契約で行なっていたことがわかる。以下、御用炭の生産と流通について記載したい。

御用炭の生産(炭焼)は、寛政8年(1796)の御用炭の請負手形に「その御村方(鷺沢村)炭焼番に御座候ところ、御願いにつき、拙者共(兎荷村)御請け申し候」(歴文1736)とあるので、金指近藤氏の領地内で炭焼番の村が決められていたようである。また、史料の残る文化8年(1811)の場合、

11月9日から12月19日までの間に8人の村人が延べ167人分作業をして、540俵半が生産され、扶持米11俵分が金指近藤氏から支払われている(歴文49,51)。ただし、540俵半が年間生産量ではなく、前月の10月には、別に延べ132人が炭焼をしている(歴文47。生産数は不明)。

生産された炭は、炭を生産した農民の家ごとに「通い帳」が作成され、その都度金指近藤氏の「御屋敷」や気賀・金指などに出荷されている(史料一は徳右衛門分の一部)。文化8年12月の「炭だちん出払帳」(歴文232)によると、その後、生産・出荷量に応じて駄賃(代銭)が支払われている。ここに全量が記載されているかどうかは不明であるが、6貫目入りがおよそ500俵、9貫目入りがおよそ60俵生産されている(この年の駄賃は6貫目入りか1俵あたり71文、9貫目

入りが2俵で221文の計算となる)。

なお、炭を生産した農家の戸数については、複数の炭関係帳簿に31人から38人の農民が記載されている。しかし、例えば嘉永6年(1853)12月の「炭之通」(歴文1714)では、農民12人の炭出俵数が記録してあるが、最後の名寄せ部分には農民7人の記載しかなく、しかも合計の俵数は計算上の俵数と合致している。したがって同じ家から複数の人物が炭を出していることになる。

十一月三日御屋敷へ	史料一
五俵 六貫目百入り	御用炭焼立覚帳(文化八年十月)
五日気が(気賀)行	徳右衛門
一五俵 六貫目百入り	同人
八日御屋敷行	同人
一五俵 六貫目	
十八日 けがいき(気賀行き)	
一五俵 六貫目百め	
十一月二十二日 かなさし	
一五俵 六貫目百め	
十一月廿三日	
五俵 六貫目以下略	
(歴文02015-006-48-47)	

また、嘉永7年(1854)2月の「御用炭太賃増し割帳」(歴文1720)にも38人の名前が記載されているが、「割増駄賃」分の40%が「二十六軒半に割」り振られている(ちなみに、残りの60%は「高割」で配分されている)。そして、このとき実際に1軒あたり181文の割増駄賃をもらっている家が26軒ある(隣村の滝沢村農民の2軒を含む)。なお、嘉永3年(1850)の鷲沢村の「村高家数人別書上帳」(歴文1849)には家数24軒(30軒中6軒休門)とあり、これらのことから、村の24軒全戸が炭を生産していたと考えられる。

3 御用炭の納入

御用炭の出荷は、ある年の場合、史料二のようにまとめられている。まず、出荷先であるが、「初山」とは金指近藤氏菩提寺の黄檗宗初山宝林寺のことであり、実相寺と岩間寺も金指近藤氏縁の寺である。また、長瀬・村上是金指近藤氏の家臣である。敬称が付されていない須部・宮田・松本・尾藤は、金指近藤氏の山奉行である。

史料二	
御用炭出し場所	
氣賀出し	四百九拾俵 江戸 御用
式拾俵	遠江 御陣屋
内三俵	金指御關所江出し
式拾俵	初山江
氣賀出し	拾五俵 長瀬殿
八俵	村上殿
氣賀出し	三俵 須部
一俵	是江戸下し之積 宮田
四俵	是江戸下し之積 松本
氣賀出し	三俵 尾藤
一俵	是江戸下し之積 実相寺江
三俵	岩間寺江出ル
同	
外二	江戸御家中
氣賀出し	
七拾俵	
二口	
六百四拾俵	

(歴文02015-137-1744)

また、「江戸御用」または「江戸御家中」へ送付する俵数については、寛政8年(1796)には、江戸へ下す御用炭が6貫目入り500俵と9貫目入り60俵(6貫目入りに換算すると90俵)であり(歴文1704)毎年定量ではなかったものの6貫目入りに換算して概ね550~600俵ほどが江戸屋敷に送られていたと考えられる。なお、ここに記された9貫目入りの俵は「御家中炭」として江戸下しになっているもので、「江戸御家中奥炭九貫目入風袋共」(歴文1745)という記載があることからわかるように、「江戸御家中」向けの炭は9貫目入りの炭俵に入れられていた(したがって 史料二 の終わりの方にも「江戸御家中」への70俵は「外二」として別記していると考えられる)。この理由は不明であるが、農民からの炭出しの際にも「六貫目」入りと「九貫目」入りが区別されており、集計も別々にされている点が興味深い(歴文1714他)。

4 山奉行と問屋の役割

年不詳であるが、「清水庄蔵」から「鷲沢村庄屋」宛の書状に「御陣屋御遣い炭切目にて、御差し支えに相なり候間、先日貫目改め炭十五俵、明二十九日(2月29日)御陣屋へ差し出し申さるべく候」(歴文1741)とある。また、清水庄蔵が庄屋袴田佐左衛門に送った別の書状(歴文3296)には、福田湊から江戸へ送る御用炭について書かれている。清水庄蔵とは、「奉行清水庄蔵」(歴文1745)とあることや山奉行見習沢田啓次郎の父沢田重五郎と連署している「山茅割付」(慶応3年)があること(歴文1698)から、寛政3年の段階では6人いた(『引佐町史』上巻1056頁)金指近藤氏山奉行の一人清水庄次郎の系譜を引く人物だと考えられ、金指近藤氏の御林を管理する山奉行が、御用炭の流通にも重要な役割を果たしていたことがわかる。

また、古くは文化8年(1811)11月の「近印 江戸御用炭通帳」(歴文233)などの帳簿の記載一筆ごとに、しばしば「金」または「遠州気賀川岸問屋 金」印の受取印が押印されている。この印は、「近印炭之通」(歴文1722)によると気賀の問屋五太夫のものである。このことから江戸へ送られる御用炭は問屋五太夫を経由していたことがわかり、「近印」という記載からも、おそらく金指近藤氏と関係の深い商人ではないかと考えられる。問屋五太夫については、他にも「新井(新居)重五郎船、気賀湊より出帆につき、御用炭十五俵積み入れ差し下しにつき、送状認め、問屋五太夫へ渡す」(『静岡県史』資料編9 889頁「金指陣屋日誌」より)という記載があり、御用炭の集積だけではなく輸送業務にも深く関わっていたと考えられる。